



前ちゃんの

草の根改革通信

1999年
8月号

「人にやさしい人づくり」「人がまんなかのまちづくり」をめざす、前田くにひろの活動報告

前田邦博の議員としての活動を伝えていくために、議会通信を発行していきます。

よりよい通信となるように、みなさんのご意見ご感想をお寄せください。

区議になろうと思いついてから、今まで多くの人にお世話になりました。日々新しいことばかり

で、失敗と学びの連続です。協力をいただいた方々に心から感謝をいたします。

私は「人にやさしい人づくり」をめざし、一人一人がそれぞれの人生のリーダーであり、自分の夢をあきらめないでいい社会にしたいと思っています。

前ちゃんの議会入門 part 1

議員の仕事ってなに？

議員はどんな仕事をしているか、あまりよく知られていないのではないのでしょうか。毎日いろいろな仕事をしていますが、今回は議会での仕事について紹介します。議会は、年に4回、約2週間ずつ開かれます。

議会ってなにをするの？

議会で行われていることは、おおまかに言って、

- (1) 議員の一般質問と、
- (2) 区長や役所の提案(議案)について、話し合っ
て(審議)決定すること(決議)
です。

(1)議員の一般質問

文京区では、会派ごとに、ひとりの議員が1時間程度、区長に質問します。これが、議員一人一人が自由に発言できる機会になっています。私の場合は、年に2回の一般質問の機会があります。

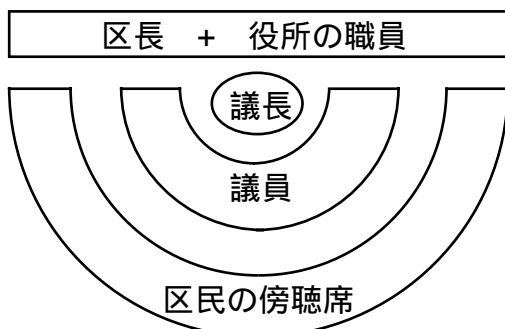
6月の議会で、一般質問したときに、傍聴にいらしていただいた方、どうもありがとうございました。次回は11月です。詳しい日程は近くなりましたらお問い合わせ下さい。

(2)議案について話し合い、決定する

本会議で38人全員で議論(審議)するのは時間がかかり、深い議論がしにくいために、10人程度のグループ(委員会)に分かれて議論(審議)して決定をします。

区長、役所 vs 議員？

区長と議員というのは、同じ選挙で選ばれるとはいえ、立場が違います。区役所は、区長がリーダーとなって活動しているのです。議会では、区長や役所が出してきた提案(議案)を、区民の代表である議員が、話し合う(審議)するのです。とはいっても、戦っているわけではなく、別々の立場から、協力していると言えるでしょう。



本会議の様子(ぜひ傍聴に来て下さい)

本会議 → 委員会 → 本会議

| | | |
|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・議案の説明 ・委員会へ割り振る | <ul style="list-style-type: none"> ・役所側が説明する ・議論してから決定する | <ul style="list-style-type: none"> ・委員会の報告を行う ・最終的に決定する |
|---|--|---|

委員会には、常任委員会と特別委員会があります。区のすべての仕事は常任委員会に振り分けられます。特別委員会は、特定の課題について調査し、審査するところです。

私は、常任委員会としては厚生委員会に所属し、特別委員会としては、防災・まちづくり・住宅対策調査特別委員会に属しています。

平成11年6月議会報告

本会議での一般質問

本会議では、前田邦博が一般質問をする機会がありました。

介護保険制度のを中心に、住民参加、シビックホール運営、男女共同参画について質問しました。

詳しい内容がお知りになりたい方は、私にご連絡くださるか、ホームページをご覧ください。

(<http://v7.com/t/kmaeda/>)

介護保険について

介護保険になっても、介護の水準が下がらないよう、そしてさらに必要な人すべてに十分な介護サービスが保障されるように様々な角度から質問をしました。

住民参加について

住民と行政が協力していくためには、役所が十分に情報を提供する必要があります。そして、住民が参加できる仕組みづくりが重要です。

介護保険制度に住民が関わるために、十分な広報活動を行うことと、介護保険の運営に住民が参加できるような組織作りが必要であることを訴えました。

福祉のこれからを決める地域福祉計画が全面的に改定されようとしています。その中で、子育て支援の計画も作成しているのですが、その際に親たちの意見が反映されるような実態調査を行うよう

に訴えました。

さらに、障害者やひとり親の人たち自身を計画づくりへ参加をさせるように発言しました。

男女共同参画（女性への暴力について）

国会で6月「男女共同参画基本法」が成立しました。日本の男女共同参画社会の実現に向け更に大きく前進しました。

しかし、新たな問題も表面化してきています。例えば、夫婦間での暴力など女性に対する暴力の問題です。

平成9年度に、東京都において「女性に対する暴力」についての本格的な実態調査がなされました。その調査結果によると、3割の人が、夫やパートナーからの暴力被害を受けています。しかし、被害を受けたことを相談した人は5.6%のみでした。

それにより、東京都で今年度決められる「東京都男女平等推進基本条例(仮称)」において「夫等から妻等への暴力を行ってはいけない」という規定を盛り込むことになっています。

女性に対する暴力の問題は、当事者だけの問題ではなく、社会全体で考えなければならない問題としてとらえるべきであります。暴力をふるうことが男らしさであり、ある程度許されると受け止める風潮や社会の無関心がもととなっております。ですから行政としても積極的に関わる必要があるので、区の対応について問いかけました。

特別委員会（防災・まちづくり・住宅対策調査）

特別委員会は、文京区における災害対策、まちづくりにおける施設整備や都市整備のあり方及び定住促進のための住宅対策といった特定の課題について調査し、審査するところです。まずは、役所の側から、前年度の調査について報告がありました。

- ・区内で、国や都の持っている土地が、今後どのように使われていくのか
- ・防災訓練の実施の状況

- ・文京区の人口の変化
- ・文京区の住宅の供給計画の進行状況
- ・不忍通り沿いの建物を、耐火建築物に変えていく事業の進行状況
- ・大規模な再開発の進行状況

防災訓練等の実績報告に対して

災害時には、多くの人々がけがを負い「障害者」に

なります。障害を持っても安心して安全に過ごすことができる社会にしておくために、現在障害を持っている方から学ぶことが多いのではないかと考えています。そこで、障害者の方が防災訓練に参加できるよう、意見しました。

人口の動向について

長期的に減少してきた文京区の人口が、去年よりも増加しました。人口は区のこれからを考える上で重要な指標です。高齢化が進むと現役世代 生

産人口18才から65才)の負担が増え活力がなくなるといわれます。生産人口が減っても、生産に従事する人を増やすことはできます。お年寄りや女性、障害者など、今まで社会参加できなかった人たちが働けるような仕組みづくりをすれば、少子高齢化社会は必ずしも暗くはないのではないのでしょうか。政策によって暗くもなるし明るくもなります。

いよいよ要介護度の認定が始まります！

(厚生委員会の報告に代えて)

厚生委員会では、やはり、来年4月から始まる介護保険のことを中心に議論がありました。

介護保険の認定審査についてと65歳以上の方が支払う保険料の試算額が報告されました。

いよいよ認定審査が始まります

介護保険は、来年の4月から実施されますが、それに向けて、いよいよ10月から要介護度の認定審査の受付が始まります。

要介護度と認定審査

介護保険制度になると、ヘルパーの派遣を受けるにもデイサービスを利用するにも、要介護度というものゝ認定してもらう必要があります。要介護度というのは、どのくらい介護が必要な状態なのか、審査してもらって6段階に振り分けたものです。例えば、ここで「自立」と判定されると介護保険のサービスは受けられません。介護保険のサービスを受けられるかどうかの関門とも言えます。

そして、審査された要介護度によってサービスが受けられる上限枠が決められます。例えば、月に15万円の上限枠の要介護度に認定されると、月15万円分のサービスまでは、一割負担で利用できます。それを超える分は全額自費負担となります。

認定審査でのポイント

以上のように、要介護度によって、受けられるサービスが決まってしまうので、認定審査をどう

受けるかとても重要です。受け身にならず、区民の側でも、必要な介護を得るのだという決意を持って望んで下さい。そうすることで、住民の意見がより反映されるきっかけにもなり得るのです。要介護度の決定の材料となるのは、訪問調査や、かかりつけの医者意見などです。そこで、認定審査を受ける際のポイントは、

- ・訪問してきた調査員に日常の生活状況を正確に伝えること。
- ・きちんとした調査を行ってもらい、特記事項を書いてもらうこと。
- ・調査結果の内容を確認しておくこと。
- ・かかりつけの医者にも家庭での状況を知っておいてもらい、しっかりとした意見書を書いてもらう。意見書の内容についても可能な限り確認しておくこと。

などです。

認定審査に不満があるときは

認定審査結果が適切ではないと考えたら、不服の申し立てができます。文京区では身近なところで不服の申し立ての受付ができるように検討しています。

「訪問調査に来る調査員を選ぶことはできるの？」などの、介護保険に関するご質問・要望などお寄せ下さい。役所の窓口は、「介護保険準備担当課」です。

いま文京区の大きな柱が変わろうとしています！

文京区の「基本構想」が生まれ変わります。

「基本構想」というのは、文京区のこれからを決める重要な計画です。役所の仕事の大枠は、全てこの計画に従って進められます。

現在の「基本構想」は、昭和53年12月に定められて以来、20年以上経った今まで変更されてきませんでした。そのため、今でも通用するところがあるものの、時代に即していないものが増えてしまっています。

高齢者の福祉では...

例えば、高齢者福祉については、現在の計画では、

「区は、高齢者の社会活動の場としての施設の提供や、自主的な活動を援助するとともに、高齢者の力を社会に還元する方策を講じる。」

と述べられています。これによって、ここ20年の間に、寿会館を設置し、老人クラブに助成し、シルバー人材センターを作りました。

しかし、現在重大な問題になっている介護のことに関しては、「基本構想」にはありませんでした。ただ「高齢者の健康について、予防と機能回復に重点を置いた健康管理体制を整備する。」とあるのみです。ですから、高齢者の介護の充実について区として進めていくためには、新しく生まれ変わる「基本構想」の中に、介護のことをより明確に盛り込む必要があります。

文京区の「行き先」を決めるのは区民です

このように、「基本構想」は、私たちの生活や将来に大きな影響を与えるものです。そのため、住民が「基本構想」策定に参加することが大切です。

文京区というタクシーの行き先を決めるのは、乗客である住民です。近道や渋滞を避けることはプロである運転手に任せても行き先は、住民が決めなければなりません。(ちなみに、シビックセンター建設についてもこの「基本構想」の中に位置づけられてきていました)

区役所と住民とが一緒になって目標を決めて、その目標に向かって協力し合っていける、そんな基本構想の策定にしていきたいです。みなさんでしたらどんな目標を作っていきますか。

私でしたら例えば、福祉だったら「障害者や高齢者の働ける場を増やす。」とか、子育てだったら「育児に不安を感じる親の割合を減らす。」教育だったら「生徒が学校に行くのが楽しいと思う割合や学びたいことが学んでいると思う割合を高める。」保健だったら「生活習慣病の人の割合を減らす。」防災だったら「心肺蘇生法ができる住民の割合を50%以上にする。」などが思いつきます。

どんなまちにしていきたいのか、みなさんにとってこうありたいまちづくりの目標を教えてください。

住民としてどのように関わっていけるのか

基本構想審議会のメンバーについては、区民の代表を公募で選ぶことになりました。また、審議会への傍聴や、「区民の意見を聴く会」への参加、公表される素案に対し意見を出すなど、様々な機会があるので関わっていきましょう。

<策定までのスケジュール>

99年10月:第1回審議会～

(テーマごとの分科会により調査・研究)

2000年秋冬中間報告、区民の意見の集約、

2001年最終報告、議会での議決

前ちゃんの「草の根改革通信」

1999年8月号

発行 前田くにひろ

E-mail:kmaeda@v7.com

http://v7.com/t/kmaeda/